

奈良県教育委員会

週報

第2277号

平成29年9月14日発行

目 次

| (件 名) | (宛 先) | (主管課) | (頁) |
|---|--|--------------|-----|
| 平成30年度高等学校等進学予定者 に対する育成奨学金の予約申請につ いて | 各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長 | 学校支援課 | 1 |
| 平成29年度奈良県小・中学校道徳 教育授業研究会の開催について | 各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長 | 学校教育課 | 4 |
| 平成29年度奈良県中学校外国語英 語教育研究大会及び平成29年度外 国語教育強化地域拠点事業奈良市研 究発表会の開催について | 各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長 | 学校教育課 | 7 |
| 第61回奈良県へき地教育研究振興 大会御杖村・曾爾村大会の開催につ いて | 各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長 | 学校教育課 | 9 |
| 平成30年度奈良県立特別支援学校 幼稚部・高等部等入学者募集要項に ついて | 各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長 | 学校教育課 | 12 |
| 平成29年度中学校・高等学校生徒 指導連絡協議会の開催について | 各市町村教委教育長 各中・高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長 高等専門学校長 | 生徒指導 支援室 | 30 |
| 平成30年度奈良県立野外活動セン ターの利用申込み(団体)について | 各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長 | 人権・地域 教育課 | 32 |
| 平成29年秋の交通安全県民運動の 推進について | 各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長 | 保健体育課 | 35 |

平成29年度奈良県高等学校等養護 各 高 等 学 校 長 保健体育課 41
教育研究会研修会の開催について 各 特 別 支 援 学 校 長

(次の週報は、平成29年9月28日(木)発行の予定です。)

平成29年9月14日

各市町村教委教育長
各中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度高等学校等進学予定者に対する 育成奨学金の予約申請について（通知）

平成30年4月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則に定めるものに限る。）への進学予定者で、入学後「育成奨学金」の貸与を希望する者に対する予約申請を下記により受け付けますので、生徒への周知及び申請についてよろしくお願いします。

記

1 募集概要

(1) 申込資格

ア 平成30年4月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則に定めるものに限る。）に進学を希望している者

イ 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者

ウ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者

エ 経済的理由により、修学が困難と認められる者

オ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

（注1）アについて・・・特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による経費の支給を受けている者へは貸与できない。

ウについて・・・学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること（5段階評価、小数第2位四捨五入）。中学校第3学年

における予約申請においては、中学校第1学年から第2学年までの全履修科目の評定平均値とする。

エについて・・・育成奨学金は、特に意欲があると認められる場合には、予算の範囲内で生活保護基準の3.0倍以内を条件としているが、予約申請については1.5倍以内とする。

(2) 受付期間

平成29年10月2日(月)～平成29年10月31日(火) (必着)

(3) 募集人数

100名以内

(4) 推薦及び提出書類

ア 中学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長（以下「中学校長等」という。）は、奨学金貸与希望者のうち上記(1)申込資格に合致すると認められたものについて、この奨学金は返還が必要であること及びその返還金が新たな奨学生の貸付原資になることを本人及び親権者等に周知のうえ推薦すること。

イ 推薦に際しては、予約申請者より次の書類を提出させること。

(ア) **「育成奨学金貸与予約申請書」**（親権者又は未成年後見人が連署したもの。）

(イ) **住民票謄本（世帯全員）**（記載事項欄の省略のないもの。本籍地は必要ありません。）

(ウ) **所得に関する市町村長発行の平成29年度課税証明書**（注2）

（注2） 所得金額、扶養人数、社会保険料等の控除金額及び課税金額の記載されたもの。非課税証明の場合は非課税理由が記載されたもの。原則として世帯構成員全員分が必要であるが、被扶養者であることが課税証明等で確認できる者の分は不要。生活保護を受けている世帯は、生活保護受給証明書又は生活保護決定通知書の写しが必要（世帯全員の氏名を確認のこと。記載ない者は、上記の所得に関する証明書が必要。）

ウ 中学校長等は、前記(ア)、(イ)、(ウ)に加え、「**奈良県高等学校等奨学金(育成奨学金)予約推薦書**」・「**奈良県高等学校等奨学金(育成奨学金)予約申請者一覧表**」を作成し、奈良県教育委員会事務局学校支援課授業料奨学金係へ提出すること。

(5) 予約採用者の選考

奈良県教育委員会において審査を行い、予約を認める場合は「育成奨学金貸与内定通知書」（以下「内定通知書」という。）を学校へ送付する。（12月頃の予定）

2 本採用手続

「内定通知書」を受け取った者は、平成30年4月に高等学校又は専修学校の高等課程に

入学した後、速やかにその「内定通知書」を入学した学校へ提示するとともに育成奨学金の新規申請手続きを行うこと。

3 貸与月額（平成29年度実績。無利子での貸与）

| 国・公立 | 私立 |
|-------------------|------------------|
| 18,000円（5,000円） | 30,000円（17,000円） |
| 自宅外加算 | 5,000円（5,000円） |
| へき地加算（へき地自宅通学者のみ） | 12,000円（－） |

※（ ）内金額は、生活保護高等学校等就学費の受給者への貸与額

4 返還について

奨学金の貸与を受けている者が、卒業又は退学したときは、その月の翌月から6か月を経過した後、10年間の均等払いで返還する（一括返還も可能）。

<3年間貸与者の返還額の例>

| 貸与区分（自宅通学者） | 貸与総額 | 半年賦の返還額 | 月賦の返還額 |
|-------------|------------|---------|--------|
| 国公立 | 648,000円 | 32,400円 | 5,400円 |
| 私立 | 1,080,000円 | 54,000円 | 9,000円 |

※ 次の場合、申請によって返還が猶予（返還の開始時期を一定期間先へ延期）となる。

- ① 本人が高校・高専、短大・大学・大学院、専修学校等に在学している場合
- ② 本人が、疾病や災害、その他やむを得ない特別な事情等で一時的に返還が困難になった場合

5 その他

申請に必要な用紙等については、説明会にて配布又は郵送している資料を複写すること。資料がない場合は下記まで問合せること。

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9859

FAX 0742-27-2985

URL <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12733.htm>

平成29年9月14日

各市町村教委教育長
各小・中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成29年度奈良県小・中学校道徳教育 授業研究会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

道徳教育の深化・充実を図るため、道徳の時間の指導上の諸問題について授業を通して研究し、教員の指導力の向上に役立てる。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県道徳教育研究協議会

3 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員

4 期日及び会場等

| 部 会 | 期 日 | 会 場 | 日 程 |
|-------------|-------------|------------------------|--|
| 小 学 校 | 低 学 年 | 10月13日（金） 三宅町立三宅小学校 | 日程説明 13:30～13:40 授業公開 13:45～14:30 研究協議 14:50～16:30 |
| | 高 学 年 | 10月10日（火） 王寺町立王寺小学校 | 日程説明 13:35～13:45 授業公開 13:50～14:35 研究協議 14:55～16:30 |

| | | | |
|-----|----------|----------|--|
| 中学校 | 9月26日(火) | 天理市立西中学校 | 日程説明 13:20~13:25 授業公開 13:30~14:20 研究協議 14:50~16:30 |
|-----|----------|----------|--|

5 主題及び研究協議内容等

| 部会 | 主題等及び指導者 | 研究協議内容 | 指導助言者 |
|-------------|---|--|---|
| 小 学 校 | 第2学年 主題名 友達を思う心 低B(友情、信頼) 教材名 「モムンとヘーテ」 三宅町立三宅小学校 山本 達也 | 考え、議論する道 | 奈良市立鶴舞小学校 校長 信田 和則 県教育委員会事務局 学校教育課 指導主事 丹下 博幸 |
| | 第5学年 主題名 友達のことを考えて 高B(友情、信頼) 教材名 「ミレーとルソー」 王寺町立王寺小学校 山田 沙季 | | 徳の時間の創造 五條市立阪合部小学校 校長 坂上 良幸 県教育委員会事務局 学校教育課 指導主事 丹下 博幸 |
| 中 学 校 | 第2学年 主題名 どうして決まりは守らなければならぬか C(遵法精神、公德心) 教材名 「傘の下」 天理市立西中学校 杉 早央理 | 生き方の自覚を深め、自他の関係や社会との関わりを大切にしたい。徳の時間の創造 | 香芝市立香芝中学校 教頭 関川 圭造 県教育委員会事務局 学校教育課 指導主事 丹下 博幸 |

6 参加申込み

平成29年4月6日付け週報第2267号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、参加

部会名（(A) 項目欄）を記入の上、各部会開催の3日前までに下記宛て郵送又はFAXで申し込むこと。

小学校 〒636-0312 磯城郡田原本町新町48
田原本町立田原本小学校 教諭 齋藤 亮一
FAX 0744-32-4802

中学校 〒639-0223 香芝市真美ヶ丘2-12-27
香芝市立香芝東中学校 教諭 高橋 誠
FAX 0745-76-4940

7 その他

中学校部会会場（天理市立西中学校）には、駐車スペースがないので、公共交通機関を利用すること。

平成29年9月14日

各市町村教委教育長
各小・中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

平成29年度奈良県中学校外国語科英語教育研究大会及び
平成29年度外国語教育強化地域拠点事業奈良市研究発表会
の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

新学習指導要領の実施に向け、小・中学校の各段階を通じて、グローバル化に対応できるコミュニケーション能力を育成するため、教育課程、指導法、教材、評価方法等の研究開発や、内容の高度化や着実な定着を実現するための指導法の研究開発を行い、その成果を広く県内各小・中学校に周知する。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良市教育委員会、奈良県中学校教科等研究会英語部会

3 期日及び会場

平成29年11月6日（月）

奈良市立平城西中学校

4 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員

5 日 程

9：10～ 9：30 開会行事

- 9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 5 公開授業
 1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 5 0 研究発表及び指導講評
 1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 4 5 講演
 1 4 : 4 5 ~ 1 5 : 0 0 閉会行事

6 公開授業

| 学年 | 単 元 名 等 | 指 導 者 |
|-----|--|---------------|
| 1 年 | NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 2 Lesson 7 Sports for Everyone | 佐藤 安恵 鷹本 和 |

7 研究発表及び指導講評

発 表 者 奈良市立平城西中学校 鷹本 和
 指導講評 奈良教育大学教育学部 教授 佐藤 臨太郎
 県中学校教科等研究会英語部会 会長 川井 義信
 県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 藤井 仁

8 講 演

演題 「Conducting effective English lessons almost all in English (新学習指導要領の実施に向けて)」

講師 奈良教育大学教育学部 教授 佐藤 臨太郎

9 参加申込み

平成29年4月6日付け週報第2267号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、平成29年10月27日(金)までに下記宛て郵送又はFAXで申し込むこと。

〒639-0214 北葛城郡上牧町上牧3349
 上牧町立上牧中学校 教諭 小柳 克樹
 F A X 0 7 4 5 - 7 9 - 2 2 6 4

10 その他

駐車スペースが限られているので、できるだけ公共交通機関を利用すること。

各市町村教委教育長
各小・中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

第61回奈良県へき地教育研究振興大会
御杖村・曾爾村大会の開催について(通知)

このことについて、下記により開催しますので、関係者の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

人間性豊かで、たくましく生きる子どもを育てる教育の実践について研究するとともに、へき地が直面する教育上の諸問題について研究協議し、へき地教育の振興と充実を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県へき地教育振興協議会、奈良県へき地・小規模校教育研究連盟、御杖村教育委員会、曾爾村教育委員会

3 期 日

平成29年11月10日(金)

4 大会主題

ふるさとでの学びを生かし、新しい時代を切り拓く心豊かな子どもの育成

5 会場及び日程等

(1) 分科会

分科会会場別研究テーマ及び日程

| 分科会 | 会 場 | 研究テーマ | 日 程 |
|-----|---------------|---|--|
| 1 | 御杖村立 御杖小学校 | 「学ぶ意欲を高め、課題の発見と解決に向けて主体的に取り組む児童の育成」 ～ふるさと御杖を愛し、自信と誇りを培う「ふるさと学習」の深化・充実を通して～ | 8:50～ 9:00 日程説明 9:00～ 9:45 公開授業 1年、2年合同 生活科 3年、4年合同 総合的な学習の時間 5年 国語科 6年 国語科 9:55～10:30 児童発表 10:40～10:50 開会行事 10:50～11:20 研究発表 11:20～11:50 研究協議 指導助言 11:50～12:00 閉会行事 |
| 2 | 御杖村立 御杖中学校 | 「御杖のすばらしさに学び、自ら未来を切り拓く生徒の育成」 ～言語活動を通して～ | 8:50～ 9:00 日程説明 9:00～ 9:50 公開授業 1年 数学科 2年 社会科 3年 理科 10:00～10:45 生徒発表 10:55～11:05 開会行事 11:05～11:30 研究発表 11:30～12:00 研究協議 指導助言 12:00～12:10 閉会行事 |
| 3 | 御杖村 開発センター | ふるさと御杖を大切にする子どもの育成 | 9:15～ 9:30 日程説明 9:30～ 9:45 開会行事 9:45～10:30 研究発表 10:45～11:15 研究協議 指導助言 11:15～11:30 閉会行事 |

(2) 全体会

会 場 御杖村立御杖小学校

日 程 13:30～14:20 開会行事・功労者表彰

14:30～15:40 記念講演

演題 「伊勢街道文化と御杖村の今昔」

講師 奈良大学名誉教授 鎌田 道隆

15:40～16:00 閉会行事

6 参加申込み

平成29年4月6日付け週報2267号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、参加分科会((A)項目欄)、分科会での昼食希望の有無((B)項目欄)を記入の上、10月3日(火)までに下記宛て郵送又はFAXで申し込むこと。

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村菅野368

御杖村教育委員会事務局内

第61回奈良県へき地教育研究振興大会事務局

TEL 0745-95-2004

FAX 0745-95-6800

7 その他

昼食を希望する場合は、参加申込みとともに昼食代金1,000円を下記の口座に振り込むこと。
なお、昼食は必ず参加申込みをした分科会場で受け取ること。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 金融機関名 | 奈良県農業協同組合 みつえ支店 |
| 口座番号 | 普通 0011100 |
| 口座名義 | 第61回奈良県へき地教育研究振興大会実行委員会 実行委員長 丸山 栄 |

教学第714号

平成29年9月14日

各市町村教委教育長
各中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

】 殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者
募集要項について（通知）

このことについて、下記の募集要項を別紙のとおり定めましたので、関係者に周知願います。

記

平成30年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者募集要項

平成30年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項

(別紙)

平成30年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者募集要項

平成30年度奈良県立盲学校幼稚部、高等部第1学年及び高等部専攻科第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表「視覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部：平成24年4月2日から平成27年4月1日までに出生した者

イ 高等部(普通科及び保健医療科)：

① 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

③ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 高等部専攻科(理療科)：

① 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する部及び学科

幼稚部、高等部(普通科及び保健医療科)及び高等部専攻科(理療科)

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て(幼稚部を除きます。)提出してください。

(1) 受付期間

ア 幼稚部 平成30年3月2日(金)から同月6日(火)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成30年2月13日(火)から同月26日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書(奈良県立盲学校で定める用紙)

イ 眼科医の診断書(奈良県立盲学校で定める用紙又はそれに準じた診断書)

ウ 調査書(奈良県立盲学校で定める用紙。ただし、高等部出願者のみ必要)

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長(高等部専攻科については、特別支援学校高等部又は高等学校の校長)が作成してください。ただし、平成24年3月以前の卒業(修了)者については、調査書に代えて卒業(修了)証明書を提出してください。

(3) 出願書類の交付

ア 幼稚部 平成30年1月19日(金)から3月6日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成30年1月24日(水)から2月26日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

(注) 出願書類は、奈良県立盲学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒(宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒)を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立盲学校(〒639-1122 大和郡山市丹後庄町2-2番地の1)

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校(高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。)に在籍している者は、出願できません。ただし、高等部専攻科は除きます。

イ 奈良県立特別支援学校高等部(奈良県立高等養護学校は除きます。)に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立盲学校において実施します。

(1) 期日

ア 幼稚部 平成30年3月12日(月) 午後1時40分から午後3時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成30年3月12日(月) 午前8時30分から午後3時30分まで

(2) 実施内容

ア 視力検査

イ 行動観察（幼稚部のみ）

ウ 学力検査等（高等部及び高等部専攻科のみ）

① 高等部普通科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

② 高等部保健医療科及び高等部専攻科医療科は、小論文・総合問題及び機能検査です。

エ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立盲学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月14日（水）までに、保護者又は本人に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成30年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立ろう学校幼稚部及び高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「聴覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部：平成24年4月2日から平成27年4月1日までに出生した者

イ 高等部：

- ① 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
- ② 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する部及び学科

幼稚部及び高等部（普通科、生活情報科及び産業システム科）

3 募集人員

募集人員は、「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま
す。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は
在学している学校の校長を経て（幼稚部を除きます。）提出してください。

(1) 受付期間

ア 幼稚部 平成30年3月2日（金）から同月6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除き
ます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 平成30年3月2日（金）から同月6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除き
ます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立ろう学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立ろう学校で定める用紙）

① 幼稚部出願者については、保護者が作成してください。

② 高等部出願者については、卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

ア 幼稚部 平成30年2月9日（金）から3月5日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 平成30年2月9日（金）から3月5日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立ろう学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立ろう学校（〒639-1122 大和郡山市丹後庄町456番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立ろう学校において実施します。

(1) 期日

ア 幼稚部 平成30年3月12日（月） 午前10時から午前11時30分まで

イ 高等部 平成30年3月12日（月） 午前8時45分から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 行動観察（幼稚部のみ）

イ 学力検査及び作文（高等部のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

ウ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立ろう学校長が別に定めます。

6 選考の結果

- (1) 幼稚部 平成30年3月16日(金)までに、保護者に通知します。
- (2) 高等部 平成30年3月16日(金)までに、保護者又は本人に通知します。

7 その他

- (1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。
- (2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成30年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

《病弱教育部門》

1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
 - イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
 - ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者
- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。
 - ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者
 - イ その他やむを得ない事情がある者
- (3) 本校への単独通学又は保護者による送迎が可能であること。

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成30年2月20日（火）から同月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

- ア 入学願書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）
- イ 調査書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 診断書（障害の程度を証明できるもの）

(3) 出願書類の交付

平成30年1月29日（月）から2月2日（金）までの午前9時から午後4時まで

(注) ア及びイの出願書類は、奈良県立明日香養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、92円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立明日香養護学校（〒634-0141 高市郡明日香村川原410番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立明日香養護学校において実施します。

(1) 期日

平成30年3月12日（月） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 学力検査

学力検査は、生徒の病状や実態に合わせ、原則として、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立明日香養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月16日（金）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

《肢体不自由教育部門》

1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡（上牧町及び広陵町）及び吉野郡に居住する者。ただし、通学が困難な者にあつては、平成30年3月卒業（修了）見込みの者で、県内の市町村に居住するもの

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であつて、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

- (1) 受付期間

平成30年2月20日（火）から同月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

- (2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

- (3) 出願書類の交付

平成30年1月29日（月）から2月2日（金）までの午前9時から午後4時まで

(注) 出願書類は、奈良県立明日香養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、92円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立明日香養護学校（〒634-0141 高市郡明日香村川原410番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立明日香養護学校において実施します。

(1) 期日

平成30年3月12日（月） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査教科は、国語及び数学です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立明日香養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月16日（金）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成30年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

《病弱教育部門》

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者で、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を平成30年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は独立行政法人国立病院機構奈良医療センターに入院していないが、入学時には入院することが確実な者

イ 出願当時は重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

ウ 出願当時は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

エ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成30年2月19日（月）から同月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

イ 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターの入院証明書若しくは入院予定証明書、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」の入園証明書若しくは入園見込証明書又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」の入園証明書若しくは入園見込証明書

ウ 調査書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成30年1月9日（火）から2月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(注) ア及びウの出願書類は、奈良県立奈良養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立奈良養護学校（〒630-8051 奈良市七条町135番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により実施します。

(1) 期日

平成30年3月12日（月） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立奈良養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月16日（金）までに、保護者に通知します。

7 その他

- (1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。
- (2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

《肢体不自由教育部門》

1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエに該当するもの
 - ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
 - イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
 - ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者
 - エ 奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡及び北葛城郡（王寺町及び河合町）に居住する者
- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。
 - ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者
 - イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成30年2月19日（月）から同月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成30年1月9日（火）から2月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除き

ます。)の午前9時から午後4時まで

(注) 出願書類は、奈良県立奈良養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒(宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒)を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立奈良養護学校(〒630-8051 奈良市七条町135番地)

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校(高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。)に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部に出願(奈良県立高等養護学校は除きます。)した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立奈良養護学校において実施します。

(1) 期日

平成30年3月12日(月) 午前9時から正午まで

(2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査は、国語及び数学の2教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立奈良養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月16日(金)までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成30年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立奈良東養護学校、奈良西養護学校、二階堂養護学校、西和養護学校及び大淀養護学校の高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「知的障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエからクまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 奈良県立奈良東養護学校については、奈良市のうち春日、三笠、若草、都南、田原、興東館柳生、京西、飛鳥、都跡及び月ヶ瀬の各中学校の通学区域に居住する者並びに大和郡山市に居住する者

オ 奈良県立奈良西養護学校については、奈良市のうち伏見、富雄、登美ヶ丘、平城、平城西、二名、富雄南、富雄第三、登美ヶ丘北及び平城東の各中学校の通学区域並びに生駒市に居住する者

カ 奈良県立二階堂養護学校については、天理市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡及び奈良市のうち都祁中学校の通学区域に居住する者

キ 奈良県立西和養護学校については、大和高田市、香芝市、生駒郡及び北葛城郡に居住する者

ク 奈良県立大淀養護学校については、橿原市、五條市、御所市、葛城市、高市郡及び吉野郡に居住する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

産業科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成30年1月17日(水)から同月19日(金)までの午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書(出願する学校で定める用紙)

イ 調査書(出願する学校で定める用紙)

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 調査票(出願する学校で定める用紙)

保護者が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成30年1月9日(火)から同月12日(金)までの午前9時から午後4時まで

(注) 1月9日(火)は午後1時から午後4時まで

(2)の出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒(宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒)を同封して、請求してください。

(4) 提出先

次のうち、いずれかに該当する学校に提出してください。

奈良県立奈良東養護学校(〒630-8053 奈良市七条二丁目670番地)

奈良県立奈良西養護学校(〒631-0066 奈良市帝塚山西二丁目1番1号)

奈良県立二階堂養護学校(〒632-0086 天理市庵治町358番地1)

奈良県立西和養護学校(〒639-0205 北葛城郡上牧町下牧1010)

奈良県立大淀養護学校(〒638-0821 吉野郡大淀町下淵414番地の1)

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校(高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。)に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部(奈良県立高等養護学校は除きます。)に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により出願校において実施します。

(1) 期日

平成30年2月14日（水） 午前9時から午後1時まで

(2) 実施内容

ア 検査（学力及び発達に関すること）

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、各学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年2月27日（火）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長
高等専門学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

平成29年度中学校・高等学校生徒指導連絡協議会 の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係者に周知されるとともに参加について
よろしく申し上げます。

記

1 目 的

県内中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の生徒指導担当者が、
生徒指導上の諸問題について研究協議を行い、本県生徒指導の充実を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校生徒指導研究会、奈良県高等学校生徒指導研究協議会

3 日時及び会場

平成29年10月17日（火） 13：30～16：30

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加対象者

県内中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の生徒指導担当者

5 日 程

13：30～13：40 開会行事

13：40～15：10 講演

15：20～16：20 分散会（講演を受けて、グループディスカッション）

16:20～16:30 閉会行事

6 講演

演題 「臨床心理学からみた『問題行動』の理解と生徒へのアプローチについて」

講師 奈良大学教授 臨床心理士 廣井 いずみ

7 指導助言

奈良県中学校生徒指導研究会 会長 吉田 徳弘

奈良県高等学校生徒指導研究協議会 会長 岩崎 俊哉

県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導係 係長 原 宗史

〃 生徒指導係 指導主事 北口 貴之

〃 生徒指導係 指導主事 丸上 晶

〃 生徒指導係 指導主事 葛木 孝則

8 参加申込み

平成29年10月3日（火）までに、平成29年4月6日付け週報第2267号掲載の参加基本様式により、下記宛てFAX又は電子メールで申し込むこと。

奈良県教育委員会事務局 生徒指導支援室 生徒指導係

TEL 0742-27-5435

FAX 0742-27-1021

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度奈良県立野外活動センターの 利用申込み（団体）について（通知）

このことについて、下記により受け付けますので、関係者への周知についてよろしくお願ひします。

記

1 利用対象者

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の幼児・児童・生徒並びに短期大学、大学及び専門学校の学生の団体
- (2) 社会教育団体
- (3) 勤労青少年の健全育成を目的とする団体
- (4) 企業等の研修を行う機関・団体
- (5) 青少年指導者育成の講習会及び研修会等を行う団体
- (6) その他野外活動センター（以下「センター」という。）所長が認めたもの

2 申込方法

所定の「利用申込書」に必要事項を記入の上、申込期間中に電子メール、郵送、FAX又は持参にて提出すること。ただし、承認決定日以降においても、施設に余裕があれば、申込みは随時受け付ける。その場合は、原則として利用承認は「利用申込書」の先着順となるので、あらかじめ利用の可否を電話で問い合わせの上、申し込むこと。

なお、「利用申込書」以外での申込みは不可。

（「利用申込書」の入手方法）

センターホームページ（<http://www.pref.nara.jp/31607.htm>）から入手すること。

また、「利用申込書」については、郵送、FAX及びセンターでの直接配布も行っている。

3 利用申込期間及び承認決定日等

| 利用期間 | 申込期間 | 承認決定日 | 事前打合せ日 |
|--------------------------|----------------------------|------------------|----------|
| 平成30年4月1日 ～平成31年3月31日 | 平成29年10月1日 ～平成29年10月31日 | 平成29年 12月1日以降 | センターから連絡 |

※利用希望日の申込人数が定員を超える場合は、学校団体及び県内団体を優先する。

4 利用申込書の記入方法

(1) 利用希望日及び宿泊希望施設

ア 利用申込にあたっては、センターホームページの「利用団体受け入れ日表」を参照すること。

イ 利用希望日及び宿泊希望施設は全て記入すること（未記入の場合は受付不可）。

ウ 以下にあげる日は利用希望が集中するため、利用を希望する3通りの日程パターン全てにこの日を含んでいる場合、再度利用申込書の提出を依頼する場合がありますので、あらかじめ、他の日程を検討しておくこと。

| |
|---|
| 利用希望の集中が予想される日 5月10日、17日、26日、31日、6月7日、14日（いずれも木曜日） 7月7日、21日、28日、8月4日、11日、18日、25日（いずれも土曜日） |
|---|

エ 「森林体験山もり・てんこ森（7月16日）」準備のため、7月14日（土）～15日（日）は利用を制限する。この日程を希望する場合は、個別に相談すること。

(2) 活動計画（プログラム）

ア 諸活動は団体が主体的に実施すること。

イ 入退所は、原則として9時～16時までの間とする。

ウ 団体は、以下に示したセンターの標準生活時間を参考に計画を立てること。未記入の場合は、希望日時や活動場所が取れず、活動に支障が生じることがあるので、必ず記入すること。

6:00 6:30 7:00 7:30 9:00 12:00 13:30 16:30 17:00 21:30 22:00

| | | | | | | | | | | |
|------|----------|----------|----|-------|----|-------|--------|-------|------|----|
| 起床 | 朝の集い（独自） | 清掃（荷物移動） | 朝食 | 午前の活動 | 昼食 | 午後の活動 | 代表者打合せ | 夜間の活動 | 就寝準備 | 就寝 |
| | | | | | | | | 夕食 | | |
| シャワー | | | | | | | | | | |

- エ 午前・午後及び夜間の活動は、具体的なプログラムを必ず記入すること。
- オ 団体の活動は原則22時に終了すること。
- カ 食事については、自炊もしくは弁当等のいずれかを明記すること。なお、自炊材料・弁当等については業者を斡旋する。
- キ 初めての利用希望団体は事前に施設見学が必要となるため、希望する日時を連絡すること。

(3) 施設使用料

施設使用料は無料（ただし、シーツのレンタル代等の実費分は有料）

5 宿泊定員

| 施設名 | 最大収容人数 |
|---------------|-------------------|
| 木造ロッジ（バードロッジ） | 32人（8人×4棟） |
| （マウントロッジ） | 72人（9人×8棟） |
| 第1サイト（常設テント） | 68人（6人×3張、10人×5張） |
| （木造大型ロッジ） | 50人（50人×1棟） |
| 第2サイト（常設テント） | 70人（6人×5張、10人×4張） |
| 第3サイト（ログハウス） | 60人（6人×10棟） |
| 計 | 352人 |

※ テントサイトは床（すのこ）付き

6 利用承認と事前打合せ

(1) 利用承認

申込期間中に受け付けた全ての団体に対して、利用日や利用場所をプログラム調整の上決定し、通知する。承認決定日以降の利用申込団体は先着順に承認し通知する。

(2) 合同事前打合せ

利用を承認された団体には、事前打合せを実施する。日程は、利用日の前月上旬とし、詳細についてはセンターから通知する。

7 利用申込書提出先

〒632-0231 奈良市都祁吐山町2040番地
 県立野外活動センター 総務・活動支援係
 TEL 0743-82-0508
 FAX 0743-82-2026
 URL <http://www.pref.nara.jp/31607.htm>

平成29年9月14日

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成29年秋の交通安全県民運動の推進について（通知）

平成29年秋の交通安全県民運動は、「平成29年秋の交通安全県民運動奈良県実施要綱」により、スローガン「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～」のもと、9月21日（木）から9月30日（土）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、「子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」及び「二輪車、原付車の交通事故防止」（奈良県重点）を運動の重点としています。

また、運動期間中の9月30日（土）は、「交通事故死ゼロを目指す日」（全国一斉）とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

については、これらを踏まえ、改正道路交通法の改正点等のさらなる周知を図るとともに、下記の事項に留意の上、これらの運動を強力に推進し、警察等と連携した各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

(1) 児童生徒等の交通事故防止

ア 学校における交通安全指導については、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）、「学校安全資料DVD『子どもを事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）、「生徒の安全な通学のための教育

教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』（文部科学省）、リーフレット「くいで まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（文部科学省）などを活用し、より一層の充実を図ること。特に幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

イ 学校においては、体育・保健体育の時間はもとより、関連する教科・領域や道徳、総合的な学習の時間、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等における指導を充実するとともに、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

なお、その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場などを設けること等、高齢者との世代間交流にも配慮すること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させるとともに、通学通園路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学通園路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

なお、その際、登下校時の児童生徒等の犯罪被害の防止にも配慮すること。

オ 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、平成25年12月18日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（依頼）」に基づき、地域特性に応じた「通学路交通安全プログラム」に基づく取組等を引き続き推進すること。

カ スクール・ゾーンは、交通事故防止に効果を上げている一方、スクールゾーン内での交通事故も発生していることから、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

キ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

なお、その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

(2) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、自転車の通行方法に係る道路交通法の規定の周知を図るとともに、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の禁止、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守について徹底すること。

また、平成27年6月に改正道路交通法が施行され、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対し、交通の危険を防止するための講習受講を義務付ける「自転車運転者講習制度」が導入されたことについて、周知の徹底を図ること（平成27年6月22日付け事務連絡「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について」も参照のこと。）。

なお、その際、「小学校 効果的な自転車安全指導のために」（一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）、「中学校 効果的な自転車安全指導のために」（一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）、「高等学校 効果的な自転車安全指導のために」（一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）等の活用を図ること。

イ 近年、対歩行者の事故等、自転車の利用者が加害者となる交通事故が増加傾向にあること等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質のかん養を図ること。

なお、その際、「高等学校教師用指導資料『交通安全教育の新たな展開』」（文部省委嘱

事業により作成、一般財団法人日本交通安全教育普及協会編)等の活用を図ること。

(3) チャイルドシート、シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 幼児に対するチャイルドシートの正しい着用を促進すること。

イ 児童生徒に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

ウ 幼児児童に対し、自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

エ 保護者、教育委員会、学校、公民館等関係機関の職員等に対し、幼児に対するチャイルドシートの着用、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用及び幼児二人同乗用自転車乗車時におけるシートベルト着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進に努め、幼児児童生徒の同乗事故等の防止を図ること。

2 最近の奈良県内の交通情勢

本年6月末現在における県内の交通事故発生状況は、

人身事故発生件数 2, 140件 (前年同期比 -40件)

死者数 26人 (前年同期比 8人)

負傷者数 2, 703人 (前年同期比 -29人)

で、前年より人身事故発生件数及び負傷者は減少していますが、死者数は増加しています。

本年上半期における死者事故の特徴は、

○ 高齢者の発生件数及び死者数が増加

758件 (前年同期比 +16件)

17人 (前年同期比 +6人)

全死者数に占める高齢者の死者数の割合は、65.4%

○ 事故発生件数が特に多い時間帯は、

16:00~18:00 339件 (前年同期比 -9件)

8:00~10:00 303件 (前年同期比 +8件)

○ 歩行者の死者数が増加 12人 (前年同期比 +10人)

○ 飲酒運転の事故発生件数が増加 24件 (前年同期比 +2件)

となっている。

3 実施結果報告書の提出先

本運動における実施結果報告書については、別紙様式(提出用)により、下記の各担当宛てFAX又は郵便で提出すること。

(1) 市町村立学校(園)は、各市町村教育委員会宛て(10月9日まで)

(2) 各市町村教育委員会は、貴管内の学校(園)の結果を集計して、県教育委員会事務局保健体育課長宛て(10月16日まで)

- (3) 県立学校は、県教育委員会事務局保健体育課長宛て（10月16日まで）
- (4) 私立学校（園）は、県地域振興部教育振興課長宛て（10月16日まで）
- (5) 国立学校（園）は、県交通対策協議会事務局宛て（10月20日まで）

○ 県教育委員会事務局保健体育課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9862

FAX 0742-22-3995

○ 県地域振興部教育振興課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8919

FAX 0742-22-7215

○ 県交通対策協議会事務局（県安全・安心まちづくり推進課内）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8730

FAX 0742-27-5280

別紙様式（提出用）

平成29年秋の交通安全県民運動実施結果報告書

学校（園）名または市町村名 _____

校 種 _____

| 実施主体 | 実 施 し た 事 項 | ○印欄 |
|---------------------------------------|--------------------------|-----|
| 学校(園) ・ 学年 ・ 学級 活動 | 講話、講演 | |
| | 学級活動・HR活動での交通安全指導 | |
| | 啓発ポスター掲示、放送による啓発 | |
| | 登下校、登降園における交通安全指導 | |
| | 通学（園）路、校区内の安全点検 | |
| | 自転車等の安全点検 | |
| | | |
| 児童 ・ 生徒会 (委員会) 活動 | 奉仕活動（通学路の清掃、除草等） | |
| | 啓発活動（プリント配布、マスコット配布等） | |
| | 校門における当番活動（呼びかけ等） | |
| | 幼児・児童・生徒安全集会（委員会活動、分団会等） | |
| | 通学（園）路、校区内の安全点検 | |
| | 啓発ポスター掲示、放送による啓発 | |
| P T A (育友会) 活動 | 登下校、登降園における交通安全指導 | |
| | 通学（園）路、校区内の安全点検 | |
| | 奉仕活動（通学路の清掃、除草等） | |
| | | |
| その他の 特記事項 | | |

《記入について》

- ・ 学校（園）では、実施した事項の欄に○印を付け、該当の事項がない場合は余白部分に記入すること。
- ・ 市町村教委は、校種別に各事項について集計し、実施校（園）数を○印欄に記入すること。

《実施結果報告書の提出先》

- ・ 国立関係は県交通対策協議会事務局へ、私立関係は県地域振興部教育振興課へ提出
- ・ 県立関係は県教育委員会事務局保健体育課へ提出
- ・ 市町村立関係は各市町村教育委員会へ提出、市町村教育委員会は一括集計して県教育委員会事務局保健体育課へ提出

平成29年9月14日

各高等学校長 } 殿
各特別支援学校長 }

奈良県教育委員会教育長

平成29年度奈良県高等学校等養護教育研究会研修会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

養護教諭の資質向上と学校保健の充実を目指し、あわせて日頃取り組んでいる研究の一層の推進を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県学校保健会、奈良県高等学校等養護教育研究会

3 期日及び会場

平成29年10月27日（金）

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加対象者

県内高等学校及び特別支援学校の養護教諭等

5 日 程

9：20～ 9：40 開会行事
9：40～11：20 講義1
11：30～12：00 演習
13：00～15：30 講義2
15：40～16：10 講義3
16：10～16：20 閉会行事

16:20～16:40 事務連絡

6 内 容

講義1 「学童期～青年期に問題となる循環器疾患の実際」

天理よろづ相談所病院 小児科医師 吉村 真一郎

講義2 「自分を保てる傾聴術」

アクアレスト 心理カウンセラー 住谷 彩衣

講義3 「学校保健の現状と課題」

奈良県教育委員会事務局保健体育課 指導主事 檜垣 志保

演 習 「統計処理システムの活用について」

奈良県高等学校等養護教育研究会 西部ブロック

奈良県立青翔中学校高等学校 養護教諭 窪田 敦子

奈良県立御所実業高等学校 養護教諭 杉 雅永

7 参加申込み

平成29年4月6日付け週報第2267号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、所属ブロック((A)項目欄)、参加の有無((B)項目欄)、昼食の要否((C)項目欄)を記入の上、平成29年9月29日(金)までに下記宛てFAX(送付状は不要)で申し込むこと。

〒639-1123 大和郡山市筒井町1201

県立大和中央高等学校 養護教諭 水取 直子

TEL 0743-56-2271

FAX 0743-56-9153